

第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン 外部評価実施要領

1. 目的

男女共同参画の推進は、市政のあらゆる領域にわたり、全庁的な取組を必要とすることから、第4次プランでは、各事業担当課による内部評価に加え、評価に客観性、公平性、多面性を持たせるために外部評価を実施する。

2. 実施機関

さいたま市男女共同参画推進協議会（以下、協議会という）

3. 実施方法

- (1) 各事業担当課は、各々の推進事業について、推進事業実施状況調査票に基づき内部評価を実施する。
- (2) 協議会は、外部評価対象項目の事業の中からヒアリング対象事業及びヒアリング事項を決定する。
- (3) 協議会は、外部評価の精度を高めるため、各事業担当課との相互理解を目的としたヒアリングを実施する。
- (4) 協議会は、上記(1)及び(3)に基づき外部評価を行う。
- (5) 人権政策・男女共同参画課は、外部評価結果を協議会及び外部評価対象項目の担当課に示すとともに、年次報告書に掲載し、公表する。
- (6) 各事業担当課は、外部評価の結果を受けて、それを踏まえた所見を協議会へ提出する。

4. 外部評価対象項目

重点項目5項目に位置づけられた事業を対象に事業所管ごとに5年間で計画的に実施します。

【令和2年度外部評価対象事業】

重点事項3「多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実 / 介護者支援策の充実」に位置付けられた事業の内6事業

5. スケジュール

別紙のとおり